令和4年3月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和4年3月18日(金) 午前8時58分~9時35分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番 冨木田 好正3番 猪熊 幸雄4番 三野 久米吉5番 梶野 和幸7番 山本 茂8番 大原 眞路(会長職務代理)

9番中村康男(会長)10番宮本賢一11番吉田宏明12番喜田清己13番吉田昌治14番川田一博15番原武信16番竹内博文

17番 三木 洋一

欠席委員

2番 山下 恭生 6番 木下 得代

18番 石井 淑雄

傍聴推進委員

なし

農業委員会事務局出席者

 事務局長
 濵崎
 洋介

 事務局長補佐
 竹村
 秀基

 事務局次長
 黒木
 弘美

 事務局書記
 佐藤
 由佳

議事 第1号議案	農地法第3条許可申請	9件	田畑	8,208 2,658	m² m²
第2号議案	農地法第4条許可申請	件	田畑		m² m²
第3号議案	農地法第5条許可申請	7件	田畑	3,892 953	m² m²
第4号議案	非農地証明願	1件	田畑	2.48	m² m²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田畑		m² m²
第6号議案	農用地利用集積計画書	16件	田畑	19,556 5,211	m² m²
第8号議案	国有農地売払いに対する意見				
報告第1号	合意解約	5件	田畑	1,307 1,176	m² m²

令和4年3月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

只今より、3月の農業委員会の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計 34件でございます。追加議案が1件ございます。追加議案書は机上に配付しています。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 15名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、山下委員さん、木下委員さん、石井委員さんからは事前に欠席の連絡をいた だいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行を お願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 7番 山本委員さんと10番 宮本委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、10番 宮本委員さん、14番 川田委員さん、15番 原委員さんと私で、3月17日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」9件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」9件についてご説明いたします。

1番、・・、面積 1,063 m 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、自家消費と販売を目的としています。

2番、・・、面積1,580 ㎡ 外2筆 計4,342 ㎡ 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作 物は野菜で、販売を目的としています。

3番、・・・、面積 161 m 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、自家消費を目的としています。

4番、・・、面積 76 m 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、自家消費を目的としています。

5番、・・・、面積 832 m 外 2 筆 計 1,406 m 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作

物はみかんで、販売を目的としています。

住所地からの通作距離は約20 km、車で30分程の距離で、申請地周辺にも所有している農地があり、週4回ほど通っておられるということです。

6番、・・、面積 1,176 m 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

7番、・・、面積 1,062 m² 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

8番、・・、面積 998 m² 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は水稲で、自家消費を目的としています。

9番、・・、面積 582 m² 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作 物は野菜で、販売を目的としています。

住所地からの通作距離は約7km、車で10分ほどの距離で、申請地周辺にも耕作している農地があり、週4回ほど通っておられるということです。

本日の案件9件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」9件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」9件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」7件を議題に供します。

なお、第3号議案の6番については現地調査を実施しておりますので、10番 宮本委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

宮本委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」6番の現地調査報告をさせていただきます。

6番、・・、面積 1,091 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業、不動産コンサルティング業等を行っております。申請地は、日当たりが良いため、太陽光発電を設置して採算が見込めると判断し、土地所有者と交渉したところ、話がまとまり転用申請にいたりました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。 以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま 10番 宮本 委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局 の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

6番につきましては、先ほどの宮本委員さんのご説明どおりです。

1番、・・、面積 754 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅兼事務所

申請理由 譲受人は、現在は丸亀市に務めておりますが、新規に事務所を開業しようと計画しました。申請地は、自宅兼事務所とするに妥当な規模であったため、譲渡し人と交渉したところ、話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が準工業地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

2番、・・、面積 618 ㎡ 【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 貸倉庫、貸駐車場

申請理由 譲受人は、申請地の隣りで建設会社を経営しています。駐車場が不足しており、敷地の拡張を計画したところ、所有者との話がまとまり、個人で取得して自身が代表取締役を務める会社に貸し付ける計画となりました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

3番4番につきましては、申請地が隣接しており、同一の転用事業なので、まとめて説明します。

3番・4番、・・、面積 75 m 外2筆 合計 335 m 【議案読み上げ】 無断転用の有無 なし

転用目的 駐車場、資材置場

申請理由 譲受人は、電気工事業を営んでおります。現在、借りている坂出市内の 施設が返却を求められているため、新たな土地を探していたところ、申請地は妥当な 規模であり、譲渡人と話がまとまったため転用申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が準工業地域と定められている第3種農地に 該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

5番、・・・、面積 641 m² 外1筆 合計 992 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地分譲

申請理由 譲受人は、不動産売買及び不動産取引の仲介業等を行っております。申請地は、周辺が宅地化されており、学校やスーパー、駅にも近くて、生活の利便性に優れた土地であるため、需要が高いと判断し宅地分譲を計画しました。

農地の区分 都市計画法により用途が第1種低層住居地域と定められている第3種 農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

7番、・・、面積 1,055 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 仮設事務所、駐車場

申請理由 借り人は、申請地の東側にて病院の増改築工事を請け負っています。工事を行うにあたり、仮設事務所の設置及び工事関係者の駐車場が必要であるため、周辺で用地を探していたところ、工事期間中に一時転用することについて、所有者と話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 一時転用期間は、令和9年5月31日までを予定しています。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」7 件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 (委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」7件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、14番 川田委員さん に現地調査の報告をお願いいたします。

川田委員

それでは、第4号議案「非農地証明願」1番の現地調査報告をさせていただきます。 1番、・・・、面積2.48 ㎡ 【議案読み上げ】

申請理由 平成14年より、隣接する農道を拡幅して利用しているためです。 以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま14番 川田委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補 足説明を求めます。

事務局次長

第4号議案「非農地証明願」1件につきましては、先ほどの川田委員さんのご説明 どおりです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」について、 なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」1件につきまして原 案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」16件を議題に供します。 事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」16件についてご説明いたします。 今月は新規に農地の貸借をする案件が4件、更新が6件、再設定が6件で、そのう ち農地機構を通じた貸借が9件となっております。

以上、農用地利用集積計画書16件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。 以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」1 6件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。 各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」16件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第8号議案「国有農地売払いに対する意見について」1件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局次長

それでは第8号議案「国有農地売払いに対する意見について」1件についてご説明 いたします。

机上にお配りしております、追加議案をご覧ください。

本件につきましては、令和4年3月15日付けで中国四国農政局長より、農林水産 省所管の国有農地売払いに対する意見を求められたものであります。

国は売払申込があった際、その申請者が農地法第3条許可相当の要件を満たしているか、農業委員会に意見を聴くものとされています。

(議案に基づき説明)

農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、農地法第 3条許可相当の要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いいたしま す。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案「国有農地売払いに対する意見について」については、11番 吉田宏明委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、審議を行いますので、吉田委員さんには退室をお願いいたします。

(吉田委員 退室)

会長職務代理

1番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員

その農地は、現在何か作物を栽培しているのですか。

事務局次長

平成24年から農林水産省の所管になっているのですが、それからは何も栽培していないです。草刈りはされております。

会長職務代理

進入路が狭いので、大変だと思います。

喜田委員

個人のものになるのですか。

事務局次長

はい、譲受人のものになる予定です。

喜田委員 売払い価格はどうなるのですか。

事務局次長 価格は、ここ数年の府中町での農地の売買価格を参考に、今から中国四国農政局が

決定します。

喜田委員 ただではくれないのですか。

事務局次長はい、ただにはなりません。

各委員 (委員による審議)

【異議なし】の声あり

(吉田委員 入室)

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案「国有農地売払いに対する意見につい

て」1件については、審査の結果適当である旨の意見書を、中国四国農政局長宛てに

提出することと致したいと思います。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件についてです。

事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件についてご説明いたしま

す。

1番、・・・、 面積 15 m 【議案読み上げ】

備考 利用権 使用貸借権の解消

2番、・・、 面積 89 m²【議案読み上げ】

備考 利用権 賃借権の解消

3番、・・・、 面積 112 m² 【議案読み上げ】

備考 利用権 賃借権の解消

4番、・・・、 面積 1,091 m²【議案読み上げ】

本件は第3号議案6番と関連しています

備考 利用権 賃借権の解消

5番、・・・、 面積 1,176 m²【議案読み上げ】

本件は第1号議案6番と関連しています

備考 利用権 使用貸借権の解消

以上、合意解約の説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」

5件について、なにかご質問はありませんか。

梶野委員 1番の案件は、面積が 563 m²の内 15 m²とありますが、これはどういうことですか。

事務局書記 この1番につきましては、さぬき浜街道の拡幅工事に伴いまして、拡幅部分の一部

農地を買収されるためです。

会長職務代理 ほかにありませんか。

各委員 (委員による確認)

【なし】の声あり

会長職務代理 ほかにご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件

を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 (事務局からの連絡事項等)

会長職務代理 それでは、これをもちまして 3月の定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時35分終了